



発行 新潟県

第 69 号

令和7年9月2日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 主 要 目 次

## 訓 令

- 16 新潟県物品会計規則第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を定める訓令の一部改正（出納局会計検査課）

## 告 示

- 833 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（環境対策課）
- 834 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
- 835 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 836 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 837 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 838 保安林の指定解除予定（治山課）
- 839 保安林の指定解除予定（治山課）
- 840 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 841 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 842 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）

## 公 告

- 令和7年度後期技能検定の実施（雇用能力開発課）

訓 令

## ◎新潟県訓令第16号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を定める訓令（昭和39年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月2日

新潟県知事 花 角 英 世

（下線及び太枠部分は改正部分）

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 改 正 前                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第1号様式の4</b> （第39条、第41条関係）<br>物品管理簿（コーポレートカード総括）<br>（物品出納簿）<br><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">             （略） <span style="border: 2px solid black; padding: 2px 10px;">カード名義</span> </div> 注 1・2 （略）<br><u>3 「カード名義欄」には、コーポレートカードに記載されている名義を記載する（漢字又はカタカナ表記でも可とする。）。</u> | <b>第1号様式の4</b> （第39条、第41条関係）<br>物品管理簿（コーポレートカード総括）<br>（物品出納簿）<br><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">             （略） <span style="border: 2px solid black; padding: 2px 10px;">使用者名</span> </div> 注 1・2 （略） |

第1号様式の5を次のように改める。

**第1号様式の5**（第39条、第41条関係）

物品管理簿（コーポレートカード）  
（物品出納簿）

会員番号・カード名義

| 整理<br>番号 | 交 付<br>年月日 | 使 用<br>年月日 | 使 用 者 氏 名 | 使用承認 | 返 却<br>年月日 | 返却確認 | 備 考 |
|----------|------------|------------|-----------|------|------------|------|-----|
|          |            |            | 使用先及び使用内容 |      |            |      |     |
|          |            |            | 使 用 予 定 額 |      |            |      |     |
|          |            |            |           |      |            |      |     |
|          |            |            |           |      |            |      |     |
|          |            |            |           |      |            |      |     |
|          |            |            |           |      |            |      |     |

- 注 1 この帳簿は、備品類に属するコーポレートカードの物品管理簿（物品出納簿）とする。
- 2 「使用先及び使用内容欄」及び「使用予定額欄」には、概略及び概算の記載で足りるものとし、使用後の訂正は不要とする。
- 3 承認を受けた内容とは異なる内容に変更し、又は承認を受けていない内容を追加する場合は、物品管理簿を訂正の上、再度承認を受けること。ただし、承認を受けた内容のうち、一部の使用を取りやめる場合は、訂正不要とする。
- 4 訂正は二重線により行い、訂正印は不要とする。
- 5 「使用承認欄」には、使用者がコーポレートカードの交付を受ける前に、本庁にあつては課長補佐等が、地域機関にあつては副部長又は次長等が記載内容を確認の上、署名又は押印すること。
- 6 「返却確認欄」には、コーポレートカードの返却を確認後、庶務担当係長（庶務担当係長が使用者である場合は、使用者以外の者）が署名又は押印すること。

告 示

## ◎新潟県告示第833号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和7年9月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
阿賀野市南安野町1803番1の一部、1812番1の一部及び1812番6の一部
- 2 土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
六価クロム化合物、砒素及びその化合物
- 3 土壌の汚染状態が土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
六価クロム化合物、砒素及びその化合物

## ◎新潟県告示第834号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

令和7年9月2日

新潟県知事 花 角 英 世

| 名 称            | 所 在 地            | 担当する医療の<br>種 類 | 指定年月日    |
|----------------|------------------|----------------|----------|
| 阿賀野薬局          | 阿賀野市南安野町5番14号    | 育成医療・更生医療      | 令和7年9月1日 |
| ドラッグトップス富塚町薬局  | 新発田市富塚町2丁目1番28号2 | 育成医療・更生医療      | 令和7年9月1日 |
| らくまる訪問看護ステーション | 長岡市古正寺1丁目2847番地  | 育成医療・更生医療      | 令和7年9月1日 |

## ◎新潟県告示第835号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和7年9月2日

新潟県知事 花 角 英 世

| 名 称          | 所 在 地               | 担当する医療の<br>種 類 | 更新年月日    |
|--------------|---------------------|----------------|----------|
| 江陽高田医院       | 長岡市藤沢1-8-17         | 育成医療・更生医療      | 令和7年9月1日 |
| たまご薬局駅ビル店    | 長岡市城内町1-611-1 駅ビル1F | 育成医療・更生医療      | 令和7年9月1日 |
| ALPHAS薬局美沢店  | 長岡市美沢2丁目56-7        | 育成医療・更生医療      | 令和7年9月1日 |
| メッツ薬局        | 三条市東本成寺12番41号       | 育成医療・更生医療      | 令和7年9月1日 |
| クスリのアオキ見附薬局  | 見附市上新田町466番地34      | 育成医療・更生医療      | 令和7年9月1日 |
| ラベンダー薬局      | 村上市有明849-3          | 育成医療・更生医療      | 令和7年9月1日 |
| はいがた調剤薬局     | 燕市三王淵105番地1         | 育成医療・更生医療      | 令和7年9月1日 |
| ALPHAS薬局吉田東店 | 燕市吉田法花堂1696-5       | 育成医療・更生医療      | 令和7年9月1日 |
| 五十嵐薬品諏訪山薬局   | 北蒲原郡聖籠町大字諏訪山763-2   | 育成医療・更生医療      | 令和7年9月1日 |

◎新潟県告示第836号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年9月2日

新潟県知事 花 角 英 世

| 名 称       | 所 在 地        | 担当する医療の<br>種 類 | 廃止年月日     |
|-----------|--------------|----------------|-----------|
| あい薬局 舟入町店 | 新発田市舟入町2-5-8 | 育成医療・更生医療      | 令和7年8月31日 |

◎新潟県告示第837号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和7年9月2日

新潟県知事 花 角 英 世

|            |                                           |        |            |
|------------|-------------------------------------------|--------|------------|
| 登録番号       | 15041                                     | 登録年月日  | 令和5年8月18日  |
| 登録検査機関の名称  | 株式会社老成                                    |        |            |
| 代表者氏名      | 代表取締役 早川 典孝                               |        |            |
| 主たる事務所の所在地 | 新潟県阿賀野市かがやき2-16                           |        |            |
| 登録の区分      | 品位等検査                                     |        |            |
| 農産物の種類     | 国内産玄米                                     |        |            |
| 農産物検査を行う区域 | 農 産 物 検 査 員                               |        |            |
|            | 氏 名                                       | 農産物の種類 | 証明書番号      |
| 新潟県        | 関本 俊幸                                     | 玄 米    | K1517100-1 |
| 備 考        | 略称『(株)老成』 令和7年9月2日 農産物検査員1名の新規登録。検査員合計5名。 |        |            |

◎新潟県告示第838号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和7年9月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 解除予定保安林の所在場所  
新潟県十日町市下組字山ノ越12の2、12の4、13の4、12の3・13の2・13の3・13の6（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 解除の理由  
指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第839号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和7年9月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 解除予定保安林の所在場所  
新潟県十日町市下組字山ノ越13の2・13の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**◎新潟県告示第840号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、上越市の三和土地改良区の定款の変更を令和7年8月20日認可した。

令和7年9月2日

新潟県上越地域振興局長

---

**◎新潟県告示第841号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和7年9月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称  
種類 南魚沼都市計画ごみ焼却場  
名称 1号 南魚沼ごみ焼却場
  - 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課
- 

**◎新潟県告示第842号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和7年9月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称  
種類 南魚沼都市計画汚物処理場  
名称 1号 南魚沼し尿処理場
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課

公 告

**令和7年度後期技能検定の実施について（公告）**

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定を次のとおり実施する。

令和7年9月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 実施する検定職種
  - (1) 特級  
鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形及びパン製造
  - (2) 1級及び2級  
さく井、鍛造（プレス型鍛造に係るものに限る。）、金型製作（プレス金型製作に係るものに限る。）、工場板金（機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。）、機械検査、シーケンス制御、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備（鉄道車両点検・調整に係るもの

に限る。)、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製に係るものに限る。)、和裁、プリプレス、石材施工(石材加工に係るものに限る。)、パン製造、菓子製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、配管(建築配管に係るものに限る。)、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工(塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。)、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、機械・プラント製図(機械製図CADに係るものに限る。)、電気製図、金属材料試験(組織試験に係るものに限る。)、塗装(鋼橋塗装に係るものに限る。)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。))及び義肢・装具制作

## (3) 3級

機械加工(普通旋盤の学科に係るものに限る。)、機械検査、電子機器組立て(学科に係るものに限る。)、シーケンス制御、冷凍空気調和機器施工、和裁、建築大工、配管(建築配管に係るものに限る。)、鉄筋施工(鉄筋組立てに係るものに限る。)、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーションCADに係るものに限る。)、機械・プラント製図(機械製図CADに係るものに限る。)、貴金属装身具製作及び広告美術仕上げ

## (4) 等級を区分しないもの(単一等級)

製麺(機械生麺製造に係るものに限る。))及びバルコニー施工

## 2 試験の方法

試験は、実技試験及び学科試験によって行う。

## 3 技能検定の受検手数料、実施期日及び実施場所等

## (1) 実技試験

## ア 受検手数料

## (ア) 特級、1級、2級及び単一等級

| 検定職種                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 受検手数料   |                |         |                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----------------|---------|----------------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 23歳以上   | 23歳以上<br>(在校生) | 23歳未満   | 23歳未満<br>(在校生) |
| 鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形、パン製造、さく井、鍛造、シーケンス制御、鉄道車両製造・整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、プリプレス、石材施工、菓子製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、機械・プラント製図、電気製図、金属材料試験、塗装、広告美術仕上げ、義肢・装具制作、製麺、バルコニー施工 | 18,200円 | 12,100円        | 18,200円 | 12,100円        |

## (イ) 3級

| 検定職種                                                                                           | 受検手数料   |                |                         |                         |                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----------------|-------------------------|-------------------------|----------------|
|                                                                                                | 23歳以上   | 23歳以上<br>(在校生) | 23歳未満<br>(雇用保険<br>未加入者) | 23歳未満<br>(雇用保険<br>被保険者) | 23歳未満<br>(在校生) |
| 機械加工、機械検査、電子機器組立て、シーケンス制御、冷凍空気調和機器施工、和裁、建築大工、配管、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、貴金属装身具製作、広告美術仕上げ | 18,200円 | 12,100円        | 13,700円                 | 9,200円                  | 7,600円         |

注 (ア)及び(イ)において「在校生」とは、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第64条

の4第3項第1号から第3号まで、第3号の3、第5号及び第7号に掲げる者並びにこれらに準じて取り扱うことが適当であると知事が認める者をいう。

注 (イ)においての「23歳未満」とは、令和7年4月1日現在において23歳に達していない者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいう。

注 (イ)においての「雇用保険被保険者」とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（実技試験受検申請日において雇用保険被保険者である者）をいう。

イ 実施期日

令和7年12月5日（金）から令和8年2月15日（日）までの間において指定する日に行う。

ウ 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験問題は、令和7年11月28日（金）に新潟県職業能力開発協会で発表する。ただし、一部の職種については行わない。

## (2) 学科試験

ア 受検手数料 3,100円

イ 実施期日

| 検定職種                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 実施期日         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1級及び2級<br>鍛造、機械検査、シーケンス制御、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験<br>3級<br>シーケンス制御、配管                                                                                                                                                                                                                                                          | 令和8年1月25日（日） |
| 特級<br>鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形、パン製造<br>1級及び2級<br>さく井、金型製作、工場板金、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、石材施工、パン製造、水産練り製品製造、厨房設備施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図<br>3級<br>冷凍空気調和機器施工、和裁、機械・プラント製図、貴金属装身具製作<br>単一等級<br>製麺、バルコニー施工 | 令和8年2月1日（日）  |
| 1級及び2級<br>半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、プリプレス、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、電気製図、塗装、広告美術仕上げ、義肢・装具制作<br>3級<br>機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション、広告美術仕上げ                                                                                                                                                            | 令和8年2月8日（日）  |

ウ 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

## 4 受検申請の手続

### (1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

ウ 受検手数料

エ 本人確認書類の写し

## (2) 提出先

新潟県職業能力開発協会

所在地 〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2 (新潟県公社総合ビル4階)

電 話 025-283-2155

## (3) 受付期間

令和 7 年 10 月 2 日 (木) から令和 7 年 10 月 15 日 (水) まで

## 5 受検手数料

受検申請受付期間内に、新潟県職業能力開発協会の指定口座に振込むこと。また、窓口で発行される手数料納入証明書または振込手数料領収書の写し等を申請書に添えて提出すること。なお、申請書を受け付けた後は、申請取消し及び試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。

## 6 合格者の発表等

## (1) 合格者の発表

令和 8 年 3 月 13 日 (金) に新潟県雇用能力開発課 (及び県ホームページ)、新潟県職業能力開発協会にて技能検定合格者の受検番号を閲覧できる。

## (2) 実技試験又は学科試験の合格通知

合格者 (技能士になる者) に新潟県雇用能力開発課から本人宛に通知する。また、実技試験または学科試験のどちらかに合格した一部合格者及び不合格者には新潟県職業能力開発協会から本人宛に通知する。

## (3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1 級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2 級及び 3 級については県知事名の合格証書が交付される。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

## 7 その他

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会 (電話：025-283-2155) 又は新潟県産業労働部雇用能力開発課 (電話：025-280-5263) へ問い合わせること。